

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成29年3月9日（平成29年（行情）諮問第89号）

答申日：平成29年11月13日（平成29年度（行情）答申第298号）

事件名：特定の届出等の処理に係る決裁に関する規定等の不開示決定（不存在）
に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「国民年金及び厚生年金保険の被保険者について、次の届出又は申請に係る厚生労働省内の処理に係る決裁に関する規定及び保存に関する規定（1）住所変更に係る届出（2）氏名変更に係る届出（3）加入制度の変更に係る届出（4）国民年金保険料の免除に係る申請」（以下「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、厚生労働大臣（以下「厚生労働大臣」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）が、平成28年9月20日付け厚生労働省発年0920第11号により行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、これを取り消し、不開示部分の開示を求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求書

日本年金機構法27条において規定されているように、日本年金機構（以下「機構」という。）が行う業務は、国民年金・厚生年金に関する業務の一部であり、全ての業務を機構が行っていない。※国民年金の氏名・住所変更届は市町村長宛である。

また、機構が、国民年金保存期間を氏名・住所変更届について1年、免除申請届を3年として規定をしていて、留意事項なく運用された場合に原紙確認できない状態となる。

（2）意見書

ア 厚生労働省の不開示の理由について（抜粋）

3 理由（2）原処分の妥当性について

厚生年金保険及び国民年金に関する厚生労働大臣の権限に係る事務の一部は、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）及び国民年金法（昭和34年法律第141号）の規定に基づき、機構に委任するとされており、委任された事務は機構の名で機構が実施している。また、国民年金法に基づき、市町村長において行う事務も存在している。

本件開示請求で取り上げられている届出等については、機構及び市町村長が行う事務として規定されており、具体的には次のとおりとなっている。以下省略

イ 審査請求人の意見

（ア）届出等については訂正請求の場合もあり、その場合には機構又は市町村長に委任されていない事務も存在する。

厚生年金保険法の100条の4において、機構に取り扱いを委任している部分もあり、訂正の請求については受理のみ委任されているが、それ以外の同法28条の3並びに同法28条の4については、機構に事務を委任されていない。

また、厚生年金保険法28条の2が機構に委任されていて、同法28条の3が機構に委任されていないため、機構に委任し受理した訂正の請求に関して書類の授受に関する規定が存在しなければならない。

（イ）厚生年金保険法の訂正の請求に関する規定（抜粋）

（訂正の請求）

第二十八条の二 第一号厚生年金被保険者であり、又はあつた者は、前条の原簿（以下「厚生年金保険原簿」という。）に記録された自己に係る特定厚生年金保険原簿記録（第一号厚生年金被保険者の資格の取得及び喪失の年月日、標準報酬その他厚生労働省令で定める事項の内容をいう。以下この項において同じ。）が事実でない、又は厚生年金保険原簿に自己に係る特定厚生年金保険原簿記録が記録されていないと思料するときは、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に対し、厚生年金保険原簿の訂正の請求をすることができる。

2 前項の規定は、第一号厚生年金被保険者であり、又はあつた者が死亡した場合において、次の表の上欄に掲げる者について準用する。この場合において、同項中「自己」とあるのは、同表の上欄に掲げる者の区分に応じ、同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。（表は記載省略）

3 第一項の規定は、第七十八条の六第三項又は第七十八条の十四第四項の規定により被保険者期間であつたものとみなされ

た期間（第一号厚生年金被保険者期間に係るものに限る。）を有する者（第一号厚生年金被保険者であり，又はあった者を除く。）について準用する。

（訂正に関する方針）

第二十八条の三 厚生労働大臣は，前条第一項（同条第二項及び第三項において準用する場合を含む。）の規定による請求（次条において「訂正請求」という。）に係る厚生年金保険原簿の訂正に関する方針を定めなければならない。

2 厚生労働大臣は，前項の方針を定め，又は変更しようとするときは，あらかじめ，社会保障審議会に諮問しなければならない。

（訂正請求に対する措置）

第二十八条の四 厚生労働大臣は，訂正請求に理由があると認めるときは，当該訂正請求に係る厚生年金保険原簿の訂正をする旨を決定しなければならない。

2 厚生労働大臣は，前項の規定による決定をする場合を除き，訂正請求に係る厚生年金保険原簿の訂正をしない旨を決定しなければならない。

3 厚生労働大臣は，前二項の規定による決定をしようとするときは，あらかじめ，社会保障審議会に諮問しなければならない。

（ウ）厚生年金保険法100条の4第7の2項で，厚生労働大臣の権限の機構へ，請求の訂正に関して受理は委任しているが，他の事務についての委任規定は存在しない。下記に厚生年金保険法100条の4の抜粋を記す。

（機構への厚生労働大臣の権限に係る事務の委任）

第百条の四 次に掲げる厚生労働大臣の権限に係る事務は，機構に行わせるものとする。ただし，第三十二号から第三十四号まで及び第三十六号から第三十八号までに掲げる権限は，厚生労働大臣が自ら行うことを妨げない。

一 第六条第三項及び第八条第一項の規定による認可，第八条の二第一項の規定による承認，並びに第六条第四項及び第八条第二項の規定による申請の受理

二 第十条第一項，第十一条（附則第四条の五第一項において準用する場合を含む。）及び附則第四条の五第一項の規定による認可

三 第十八条第一項の規定による確認

四 第二十一条第一項，第二十二条第一項，第二十三条第一項，

第二十三条の二第一項及び第二十三条の三第一項（これらの規定を第四十六条第二項において準用する場合を含む。）の規定による標準報酬月額の設定又は改定（第二十三条の二第一項、第二十三条の三第一項及び第二十六条第一項の規定による申出の受理を含み、第二十四条第一項（第四十六条第二項において準用する場合を含む。）の規定により算定する額を報酬月額として決定又は改定する場合を含む。）

五 第二十四条の二（第四十六条第二項において準用する場合を含む。）の規定によりその例によるものとされる船員保険法第十七条から第二十条まで及び第二十三条の規定による標準報酬月額の設定又は改定（同法第十九条第一項の規定による申出の受理を含み、同法第二十条第二項の規定により算定する額を報酬月額として決定又は改定する場合を含む。）

六 第二十四条の四第一項（第四十六条第二項において準用する場合を含む。）の規定による標準賞与額の設定（第二十四条の四第二項において準用する第二十四条第一項の規定により算定する額を標準賞与額として決定する場合を含む。）

七 第二十七条（附則第四条の五第一項において準用する場合を含む。）の規定による届出の受理及び第三十条第一項（附則第四条の五第一項において準用する場合を含む。）の規定による通知

七の二 第二十八条の二第一項（同条第二項及び第三項において準用する場合を含む。）の規定による請求の受理

八 第二十九条第一項（附則第四条の五第一項において準用する場合を含む。）の規定による通知、第二十九条第三項（第三十条第二項（附則第四条の五第一項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）及び附則第四条の五第一項において準用する場合を含む。）の規定による届出の受理並びに第二十九条第四項及び第五項（これらの規定を第三十条第二項及び附則第四条の五第一項において準用する場合を含む。）の規定による公告

九 第三十一条第一項の規定による請求の受理及び同条第二項の規定による請求の却下

(エ) 国民年金法においても、厚生年金保険法と同様な規定が存在する。
(訂正の請求)

第十四条の二 被保険者又は被保険者であった者は、国民年金原簿に記録された自己に係る特定国民年金原簿記録（被保険者の資格の取得及び喪失、種別の変更、保険料の納付状況その他

厚生労働省令で定める事項の内容をいう。以下この項において同じ。)が事実でない、又は国民年金原簿に自己に係る特定国民年金原簿記録が記録されていないと思料するときは、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に対し、国民年金原簿の訂正の請求をすることができる。

2 前項の規定は、被保険者又は被保険者であった者が死亡した場合において、次の表の上欄に掲げる者について準用する。この場合において、同項中「自己」とあるのは、同表の上欄に掲げる者の区分に応じ、同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。(表は記載省略)

(訂正に関する方針)

第十四条の三 厚生労働大臣は、前条第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)の規定による請求(次条において「訂正請求」という。)に係る国民年金原簿の訂正に関する方針を定めなければならない。

2 厚生労働大臣は、前項の方針を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、社会保障審議会に諮問しなければならない。

(訂正請求に対する措置)

第十四条の四 厚生労働大臣は、訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る国民年金原簿の訂正をする旨を決定しなければならない。

2 厚生労働大臣は、前項の規定による決定をする場合を除き、訂正請求に係る国民年金原簿の訂正をしない旨を決定しなければならない。

3 厚生労働大臣は、前二項の規定による決定をしようとするときは、あらかじめ、社会保障審議会に諮問しなければならない。

(機構への厚生労働大臣の権限に係る事務の委任)

第百九条の四 次に掲げる厚生労働大臣の権限に係る事務(第三条第二項の規定により共済組合等が行うこととされたもの及び同条第三項の規定により市町村長が行うこととされたものを除く。)は、機構に行わせるものとする。ただし、第二十一号、第二十六号、第二十八号から第三十号まで、第三十一号、第三十二号及び第三十五号に掲げる権限は、厚生労働大臣が自ら行うことを妨げない。

一 第七条第二項の規定による認定並びに附則第五条第一項及び第二項の規定による申出の受理

二 第十条第一項の規定による承認及び附則第五条第五項の規定による申出の受理

三 第十二条第四項（第百五条第二項において準用する場合を含む。）の規定による報告の受理及び第十二条第五項の規定による届出の受理

三の二 第十二条の二第一項の規定による届出の受理

四 第十三条第一項（附則第五条第四項において準用する場合を含む。）及び附則第七条の四第二項の規定による国民年金手帳の作成及び交付

四の二 第十四条の二第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定による請求の受理

五 第十六条（附則第九条の三の二第七項において準用する場合を含む。）の規定による請求の受理

六 第二十条第二項の規定による申請の受理

（オ）まとめ

住所変更・氏名変更・加入制度の変更・免除申請に関して、通常の届出だけではなく訂正の請求の規定もあるため、厚生労働省は機構に全ての事務を委任されていることはなく、厚生労働省内で行う事務も存在する。

よって、訂正の請求に関しては厚生労働省の内部に規定が存在していなければならず、その規定を開示されるべきである。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求の経緯

（1）審査請求人は、平成28年8月18日付けで、処分庁に対して、法3条の規定に基づき、以下に掲げる行政文書に係る開示請求を行った。

・ 下記届出について、厚生労働省内の決裁に関する規定及び保存に関する規定

- ① 住所変更の届出
- ② 氏名変更の届出
- ③ 加入制度の変更届出
- ④ 免除申請の届出

（2）これに対して、処分庁が原処分を行ったところ、審査請求人はこれを不服として、平成28年12月14日付け（同日受付）で審査請求を提起したものである。

2 諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し、本件対象文書を作成・取得していないため不開示とした原処分は妥当であり、本件審査請求は棄却すべきと考える。

3 理由

(1) 本件対象文書の特定について

本件開示請求は、「下記届出について、厚生労働省内の決裁に関する規定及び保存に関する規定 ①住所変更の届出、②氏名変更の届出、③加入制度の変更届出、④免除申請の届出」に関して行われたものである。

これに基づき処分庁は、「国民年金及び厚年年金保険の被保険者について、次の届出又は申請に係る厚生労働省内の処理に係る決裁に関する規定及び保存に関する規定（１）住所変更に係る届出、（２）氏名変更に係る届出、（３）加入制度の変更に係る届出、（４）国民年金保険料の免除に係る申請」を本件対象行政文書として特定し原処分を行った。

(2) 原処分の妥当性について

厚生年金保険及び国民年金に関する厚生労働大臣の権限に係る事務の一部は、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号。以下、第3において「厚年法」という。）及び国民年金法（昭和34年法律141号。以下、第3において「国年法」という。）の規定に基づき、機構に委任するとされており、委任された事務は機構の名で機構が実施している。また、国年法に基づき、市町村長において行う事務も存在している。

本件開示請求で取り上げられている届出等については、機構及び市町村長が行う事務として規定されており、具体的には次のとおりとなっている。

① 住所及び氏名変更に係る届出について

厚年法98条及び100条の4の規定に基づき、厚生年金保険の被保険者（国民年金第2号被保険者）は住所又は氏名の変更があった場合には事業主を経由して機構に届け出ることとされている。

また、国年法12条及び109条の4の規定に基づき、国民年金第1号被保険者は住所又は氏名の変更があった場合市町村長に、国民年金第3号被保険者は機構に届け出ることとされており、市町村長はその届出の受理の報告を機構に行うこととされている。

② 加入制度の変更に係る届出について

厚年法27条及び100条の4の規定に基づき、事業主は厚生年金保険の被保険者（国民年金第2号被保険者）の資格の取得及び喪失に関する事項を機構に届け出ることとされている。

また、国年法12条及び109条の4の規定に基づき、国民年金第1号被保険者は、被保険者の資格の取得、喪失及び被保険者種別の変更があった場合市町村長に、国民年金第3号被保険者は機構に届け出ることとされており、市町村長はその届出の受理の報告を機構に行うこととされている。

③ 国民年金保険料の免除に係る申請について

国民年金第1号被保険者は国年法90条等に基づく保険料の免除を

受ける際にはその申請を市町村長に対して行い、その受理は国年法109条の4の規定に基づき、機構が行うこととされている。

以上のとおり、これらの届出等に係る処理は厚生労働省で行う処理ではなく、提出されるものでもないため、この処理に係る決裁に関する規定及び保存に関する規定を処分庁が作成・取得していないことに不合理な点は認められず、本件対象行政文書を保有していないため不開示とした原処分は妥当であると考ええる。

(3) 審査請求人の主張について

審査請求人は、審査請求書の中で、処分庁が本件対象文書を保有している理由を「日本年金機構法27条において規定されているように、年金機構が行う業務は、国民年金、厚生年金に関する業務の一部であり、全ての業務を年金機構が行ってはいない。※国民年金の氏名、住所変更届は市町村長宛である。また、年金機構が国民年金保存期間を氏名、住所変更届について1年、免除申請届を3年として規定をしていて、留意事項がなく運用された場合に、原紙確認できない状態となる」と主張しているが、処分庁が本件対象文書を保有していない理由は上記3(2)のとおりであるから、審査請求人の主張は失当であると考ええる。

4 結論

以上のとおり、原処分は妥当であり、本件審査請求は棄却すべきと考ええる。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成29年3月9日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年6月19日 審査請求人から意見書を收受
- ④ 同年10月19日 審議
- ⑤ 同年11月9日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、「国民年金及び厚生年金保険の被保険者について、次の届出又は申請に係る厚生労働省内の処理に係る決裁に関する規定及び保存に関する規定(1)住所変更に係る届出(2)氏名変更に係る届出(3)加入制度の変更に係る届出(4)国民年金保険料の免除に係る申請」である。

処分庁は、本件対象文書の開示請求に対し、本件対象文書を保有していないとして不開示とする原処分を行い、諮問庁も原処分を妥当としているので、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

2 本件対象文書の保有の有無について

- (1) 諮問庁は、本件対象文書の保有の有無について、理由説明書（上記第3）の2（2）において、厚生年金保険法及び国民年金法の関係条項を掲げて、本件対象文書に関係する届出又は申請は、市町村長が受理等を行い、または、厚生労働大臣からその事務を委任された機構が受理、処分等を行うものであることから、厚生労働省に提出され、同省で処理を行うものではなく、これら届出等に関して、処理に係る決裁に関する規定及び保存に関する規定を処分庁では作成・保有していないと説明する。
- (2) 上記諮問庁の説明は、法令に基づくものであり、本件対象文書に関する届出又は申請は、厚生労働省に提出され、同省で処理を行うものではないとする説明に、不自然・不合理な点はなく、これを覆すに足る事情は認められない。
- (3) 以上のことから、処分庁において本件対象文書を保有していないとする諮問庁の説明は是認せざるを得ない。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、厚生労働省において本件対象文書を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子, 委員 葭葉裕子, 委員 渡井理佳子